昨 年 度 か ら の 変 更 点

昨年度からの主な変更点は以下の通りです。

（１）例月の申請受付期間を変更します　⇒P22

入所・転所・月極延長の申請受付期間を、入所希望月の前々月 25 日から前月 5 日（土日祝の場合は翌営業日）までとします。

（２）「求職活動」要件での再申請に制限を設けます　⇒P48

求職活動要件で入園後、同要件での再申請は原則として年度内 1 回のみとします（最長の在園期間は年度内 6 か月）。

（３）月極延長保育（区立）を２月・３月も募集します　⇒P22

区立保育園及び区立認定こども園の在園児のみ、月極延長保育を２月・３月も募集します。

※　入園及び転園については、２月・３月は募集しません。

（４）0～1 歳で入園した区外の方の在園期間延長の条件に制限を設けます　⇒P31

転入予定なしで 0～1 歳児クラスに入園した区外の方について、当年度中に文京区に転入した場合は翌年度以降も在園期間を延長するとしていましたが、その転入に期限を設けます。

11 月 30 日までに文京区に転入し、幼児保育課での手続きを終えた方のみ、翌年度の継続通園を認めます。12 月 1 日以降に転入する方、又は転入しない方については、当年度 3 月末までの在園とし、翌年度 4 月以降の通園を希望する場合は再度入所申請が必要です（選考により保留になる場合があります）。

（５）在園中に転職する場合の３か月猶予を、学校卒業後の就労にも適用します　⇒P39

学生要件で入園し、その後卒業してから３か月以内に入園時の基本指数と同等以上の勤務日数・時間で就労開始した場合、継続して在園できることとします。

令和 10 年度に予定している変更点



令和 10 年度（2028 年 4 月以降）に予定している変更点は以下の通りです。

- **調整指数「育休明け」を廃止します**　⇒P18

 育児休業のため、区内認可保育施設を卒園前に退園し、復職時に伴う再入園の申込の際に加点していた「育休明け」の加点項目を廃止します。

目次へ戻る